平成２１年（フ）第７６３号
千葉県船橋市前原西６丁目１番５棟309号
債務者　細井　壽子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７６６号
千葉市花見川区花見川８番10棟202号
債務者　田中かやの
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７８９号
千葉県船橋市夏見６丁目20番３号
債務者　伊藤　良子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７９２号
千葉県八千代市八千代台北７丁目10番地15
レオパレスアルカンシェル101
債務者　森田　正美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７９８号
千葉県船橋市浜町２丁目３番34―2005号
債務者　グレイ京子（旧姓富沢）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８０７号
千葉県市原市八幡1739番地２　加藤コーポ202
債務者　築舘　正悟
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８２１号
千葉県船橋市大穴北２丁目６番４棟432号
債務者　蝦名　有希
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８４７号
千葉県市川市入船６番10号　第一堀木荘105号
債務者　川口　明男
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８５６号
千葉市若葉区千城台東３丁目24番７号　クレスト21　101号
債務者　近藤　　博
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８６６号
千葉県市川市大野町２丁目229番地１
債務者　小林　弘幸
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９０２号
千葉市中央区仁戸名町628番地１　イーストサイド63―204号
債務者　河原　久永
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２００号
長野県松本市蟻ケ崎台22番５号、前住所長野県松本市中央１丁目19番15号
債務者　細**嶌**　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第７８号
鳥取県東伯郡北栄町土下533番地
債務者　常盤たみ子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第８０号
鳥取県倉吉市秋喜西町28番地　ラ・エテルナA棟101
債務者　仲俣二美恵
1　決定年月日時　平成21年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２０年（フ）第２０４７号
広島市南区堀越３丁目11番７号
債務者　前田ひろみ
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９１３号
広島市安佐北区あさひが丘７丁目21番30号
債務者　豊田　忠臣
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９１４号
広島市安佐北区あさひが丘７丁目21番30号
債務者　豊田　芳子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９９４号
広島県廿日市市林が原２丁目２番８号
債務者　大知　恭子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部